

修学支援の基本的な手順【北方】

令和5年4月1日修正

支援依頼

- (新入生)・入学手続き書類にある「障害のある学生の修学支援等希望調査票」を提出
提出後、学生相談室から聞き取り及び制度説明
- (在籍生)・学生相談室に相談
(TEL:093-964-4016 E-MAIL:soudan@kitakyu-u.ac.jp)

書類提出

- ・合理的配慮申請書
- ・医師意見書(支援内容が記入されているもの)

面談

- 本人(必要に応じて保証人同席)と面談
- ※ 保証人は、保護者も可。
- ※ 面談は、学生サポート委員及び学生相談室の職員で行う。

※新入生は順序が異なる場合があります

修学支援

【支援内容の検討】

- ・面談内容及び提出書類を基に、学生への支援内容を検討・調整
- ※施設や制度に関することについては、整備可能な範囲について関係各課と協議・調整

【配慮審査委員会】※必要に応じて開催

- ・修学上の配慮内容について協議

【学生サポート委員会】

- ・希望する支援内容について審議・承認

【教授会等による審議】

- ・所属する学部・学群の教授会、研究科委員会等において審議、配慮内容を決定

【配慮の実施、決定通知】

- ・決定した支援内容に基づき、授業担当教員に文書で配慮内容を依頼
- ・学生相談室より、本人及び保証人に対し、決定した配慮内容について通知